

昭和十七年三月廿五日

日本人商業組合

組合員各位

軒啓 戦時保安委員會から資産登録に関する注意事項が發表されましたから同封御送附申し上げます。

尙左記を御注意下さい

- 一、何時立退きを命ぜられても直ちに資産状態を政府に登録し保証を依頼し得るやう準備して下さい。
商店の商品。道具は勿論住宅の場合等、差取り。庭の植木類に至り自分で自分の資産と認めらるものは細大漏らさず書き上げた目録を造ることが急務です。
- 二、立退きその他ため店を開かれようとする場合には必ず組合事務所へお知らせ下さい。直ちにお伺ひして御注意申したいことがあります
- 三、主人のロードキヤンア行きその他の理由に依り生活に困つてゐるやうな方がありますから組合員と否とにかはらずお知らせ下さい。
ヘーネングス銀行。市の放済や他の事情に應じてあらゆる放済法が講じられるやう保安委員會の方で準備ができてゐます。